

## ○西紋別地区環境衛生施設組合証人等の実費弁償に関する条例

制定 昭和50年4月1日条例第8号

改正 令和3年9月28日条例第8号

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条の規定に基づき、組合議会及び公聴会等に出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）の費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (実費弁償)

第2条 証人等が出頭又は参加した場合は、西紋別地区環境衛生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年条例第2号)に規定する条例・規則に定める委員が支給される日額報酬額に相当する額を支給する。この場合において、証人等が市外在住者の場合には、紋別市旅費支給条例(昭和29年紋別市条例第14号)に規定する別表第1のその他が支給される旅費(日当を除く。)に相当する額を加給する。

第3条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際支給する。

### (支給方法)

第4条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際支給する。

### (証人等に関する規定の準用)

第5条 第1条に規定する者以外の者で、組合機関の求めに応じ証人、参考人等として出頭する者に対し、その出頭のために要した費用を弁償する場合は、別に法令により定めるものを除くほか、前2条の規定を準用する。

### (委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和3年9月28日条例第8号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。